

質問10 2023年度の役員報酬について

(該当箇所:p.121、第4号議案、2023年度決算報告書承認および監査報告の件 正味財産増減計算書)

2023年度決算報告書に計上されている役員報酬1100万円は、どなたの役員報酬でしょうか？

「一般社団法人 日本作業療法士協会 定款施行規則」において、

第9条 会員が本会に登録する所属都道府県は、次のいずれかとする。

- (1) 常勤の場合は、勤務先の所在地
- (2) 非常勤のみの場合は、勤務先の所在地又は現住所
- (3) 勤務していない場合は、現住所

と、定めています。

一般社団法人日本作業療法士協会 2024年度社員一覧(※所属は2024年4月1日現在の会員管理システム登録データによる)には、

山梨県【定数：3】

山本伸一 3167 山梨リハビリテーション病院

と掲載されていますので、山本伸一氏は、山梨リハビリテーション病院の常勤ということになります。

「一般社団法人 日本作業療法士協会役員報酬等に関する規程」において、

第2条 この法人の非常勤の理事及び監事は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

2 この法人の常勤の理事は、別表に示す支給基準を上限とする額を報酬等として受けることができる。

と、定めています。

回答

2023年度決算報告書に計上されている役員報酬1,100万円は、中村春基前会長(2023年4・5月の2ヵ月分:200万円)と山本伸一会長(2023年7月~2024年3月の9ヵ月分:900万円)の役員報酬です。

質問5で回答しましたように、山本会長は日本作業療法士協会の常勤の代表理事として職務にあたっており、上記の報酬を受けています。社員一覧の所属が「山梨リハビリテーション病院」となっていたのは、会長就任前の勤務先であり、現在は名誉副院長としてその職位にある施設が更新されないまま会員情報システムに残ってしまっていたため、これについては現在の主たる勤務先である「日本作業療法士協会」に変更いたしました。

常勤の勤務先が日本作業療法士協会(東京都)であるにもかかわらず、山梨県選挙区選出の代議員となっているのは、会長就任前の常勤勤務先が山梨県にあり、今も非常勤としてそこに勤めており、居住地は一貫して山梨県だからです。

これは定款施行規則第9条に合わないことになりますが、本会はこの規定を柔軟に運用しているのが実情です。その背景にあるのは「協会員=士会員」の理念です。この第9条は第2項で「会員は、勤務先の所在地又は現住所の都道府県において、当地の都道府県作業療法士会の構成員となることを原則とする。」と定めており、これはまた、本会が各都道府県作業療法士会との間で2015年に交わした協定書の第2条として「構成員の両団体所属の原則」を謳っていることとも連動し

ています。申すまでもなく、本会と士会の両方に所属している会員にとって、所属士会の所在地である都道府県と、本会に登録されている「所属都道府県」が一致していることが、自然で分かりやすく、また、士会や本会の活動を行う上でも現実的です。したがって、諸事情によってそこが一致していない場合、「協会員＝士会員」を推奨している本会としては、所属士会の所在地である都道府県のほうを優先し、本会に登録する「所属都道府県」をそれに合わせるという運用をしています。例えば、ある県士会の役員が当該県選出の代議員でもあるような場合で、勤務先施設の事情で、隣県の系列病院に一時的に異動となっただけだとしても、「所属都道府県」をその隣県に変えるのが規定どおりの対応ということになります。しかしちょうどそのときに代議員の改選が行われると、その会員は自分が役員になっている士会の県では代議員になることができないことになってしまい、その会員個人にとってだけでなく、その県の会員にとっても不利益になりかねません。そこで本会は、第9条第1項の規定を原則としては堅持しながらも、杓子定規に厳密に適用することはせず、会員の勤務および活動の実態に合わせて柔軟に運用している次第です。こうした運用と定款施行規則との齟齬については、定款施行規則の規定のほうに不備がある可能性が大きく、運用の実態に合わせて規定を改定することが理事会の一つの課題であると捉え、検討したいと考えています。